

文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察

—『御造営方日並記』の内容分析から—

白峰 旬

はじめに

本稿で扱う史料である『御造営方日並記』(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)は、文化5年(1808)~同7年(1810)の金沢城二の丸再建における造営奉行であった高島厚定の業務日誌(公務日誌)である。『御造営方日並記』は、石川県教育委員会文化財課金沢城研究調査室(現金沢城調査研究所)の編集・発行により、金沢城史料叢書1、2として上巻、下巻に分けて活字翻刻されている⁽¹⁾。

『御造営方日並記』の史料性格については、上記の上巻における解説(木越隆三氏、石野友康氏が執筆)に詳しい⁽²⁾。その解説によれば、『御造営方日並記』は15冊が現存し、そのほかに文化5年8月から同年12月の5ヶ月間を記載した1冊が存在していたらしい。『御造営方日並記』の記載範囲は、文化6年正月4日~同7年6月23日までであり、記載されていない日もあることから記載されたトータルの日数は352日であることも指摘されている。この点を考慮すると、『御造営方日並記』は文化5年~同7年の金沢城二の丸再建過程のすべての期間をカバーして記載しているわけではないことがわかるとともに、記載された範囲である文化6年正月~同7年6月はその日数を合計すると532日であるので、この期間の記載日数である352日は全体の66.2%(小数点第2位を四捨五入)であることもわかる。また、『御造営方日並記』は、文化7年6月23日条で突然終わっているが、本来はその続きである同年7月の記載箇所も存在したと推測されるので(ちなみに、上記の解説によれば、造営方役所が閉鎖されたのは同年7月27日である)、その部分の現存の有無についても、今後検討する必要がある。

『御造営方日並記』は文化5年~同7年の金沢城二の丸再建工事(普請・作事)を統括した造営奉行の一人である高島厚定の業務日誌という性格上、造営方役所での普請・作事に関係する各費目の支出銀高が個々に記載されており、連日の事務処理の内容を詳細に把握することができる。そして、『御造営方日並記』の内容からは二の丸再建に関する具体的プロセスのほか、再建における実態等に関して、①再建工事中は大工や日用など城内に不特定多数が入り込むことへの警戒として、門札⁽³⁾を使用して城門の出入りを厳重にした、②工事中に怪我人、病人が出た場合はその都度医師が診察し、歩横目が病状や怪我の状況などを見届けた、③労務管理として人足、日用、職人などのサボリについては横目が管理して厳しく対応した⁽⁴⁾、④工事中は節句(正月7日・3月3日・5月5日・7月7日・9月9日)や盆などに休日が設定された(表1参照)、⑤石引きで浅野川を越えた日、石引きで大石を城中に入れた日、各種建物の建揚げの日、年末の丁場仕舞いの日、などに酒が下賜された(表2参照)、⑥作事に該当する項目であっても『御造営方日並記』には「普請」と表記されている箇所がある、⑦この普請・作事には加賀藩の各種役人のほか、日用・大工など膨大な数の人員がかかわった、⑧前藩主前田治脩の死去(文化7年正月7日)の影響により、文化7年正月~同年4月17日までは造営(普請)をおこなっていないが、文化7年正月については当初から普請をおこなわない予定になっていた、⑨『御造営方日並記』における城郭用語に関する使用状況を見ると、「升形」、「狭間」、「出狭間」、「出シ窓」⁽⁵⁾などの用語は使用されているが、「虎口」、「石落とし」などの用語は使用されていない、⑩鶴の丸は石場・材木置き場・壁土・木品等の置き場所になっていた、⑪四十間長屋・同所続櫓・越後屋敷については再建するために材木も用意したが結果的には造営しなかった、⑫現在は橋爪門続櫓と呼称しているが、『御造営方日並記』には「橋爪御櫓」と表記されている、⑬造営方の入用銀は毎月300貫目ずつ渡すことになっていた、⑭石の値段は普請奉行が詮議して造営奉行に報告するこ

表1 金沢城二の丸再建普請中の休日一覧表

〔『御造営方日並記』より〕

年 月 日	普請が休みである理由	典 拠
文化6年正月7日	節句	上-8、10頁
正月15日	前例はわからないが詮議のうえ節句同様に休日に決定	上-27、28頁
正月27日	前田利行（大聖寺藩主前田利之の叔父）が死去したため →鳴物は正月29日まで遠慮	上-57頁
2月24日	二の丸御殿の上棟式のため戸室石の石引きは休み	上-156頁
3月3日	節句→普請所休み	上-183頁
4月朔日	神事（卯辰観音院）	上-190頁
4月2日	神事（卯辰観音院）	上-190頁
5月4日	前藩主前田治脩が来るので午後は裏口御門の普請は休み	上-239頁
5月5日	節句	上-240頁
5月6日	移徙の祝いの能	上-240頁
5月7日	移徙の祝いの能	上-240、243頁
7月7日	節句	上-368、369、370頁
7月13日	去年と同様に八半時（午後3時頃）に普請終了	上-387頁
7月14日	盆中	上-387頁
7月15日	盆中	上-387頁
7月16日	盆中	上-387頁
9月9日	節句	下-50、53頁
10月15日	柳の間への出仕中、藩主前田斉広が御出の間は普請を中断	下-107頁
12月朔日	出仕中、藩主前田斉広が御出の間は普請を中断	下-130頁
文化7年正月～4月17日	当初は正月16日まで普請を休む予定であったが（下-203頁）、前藩主前田治脩が正月7日に死去した影響により、4月17日まで普請は休み、4月18日から普請（造営）が再開された（下-270頁）	
2月21日	前藩主前田治脩の四十九日の法事のため造営方役所は休み	下-246、247頁
2月28日	前藩主前田治脩の百ヶ日の法事のため造営方役所は休み	下-252頁
3月3日	節句→役所は休み	下-256、258頁
4月25日	表式台・竹の間等の完成祝い	下-287、288頁
5月5日	節句	下-304頁
5月10日	9代藩主前田重教の法事のため	下-309頁
5月11日	9代藩主前田重教の法事のため	下-309頁
5月12日	9代藩主前田重教の法事のため	下-309頁
5月13日	大聖寺藩主前田利之が登城の場合は、普請及び役所は休み	下-313頁

※上表の典拠欄における、「上-〇〇頁」、「下-〇〇頁」は、それぞれ『御造営方日並記』上巻、下巻の頁数を示す。

とになっていた、などの諸点を具体的に読み取ることができる。

また、二の丸御殿の上棟式（文化6年2月24日）⁶⁹のことが準備段階から当日の様子まで具体的に記載されているほか、二の丸御殿造営及び橋爪門造営の棟札についてその具体的文言が記載されている。そのほか、鉄砲狭間の高さの具体的寸法設定についても記載されている。

作事の工程を『御造営方日並記』の記載をもとにまとめると表3のようになる。それをもとに考察すると、橋爪門・橋爪櫓・五十間長屋・菱櫓の各工期は、橋爪門…文化5年11月～同6年2月（4ヶ月）、橋爪櫓…文化6年7月6日～同7年4月頃カ（約7ヶ月）、五十間長屋…文化6年8月10日～同7年5月以降カ（約8ヶ月）、菱櫓…文化6年10月13日カ～同7年5月頃カ（約5ヶ月）というよう

表2 金沢城二の丸再建普請中に酒を下賜した日の一覧表

〔『御造営方日並記』より〕

年 月 日	酒を下賜した理由	典 拠
文化5年12月27日	仕事仕舞いにより、日用537人へ酒1石7升4合、鯛1074枚を下賜した。	上-34、38頁
同 日	(仕事仕舞いにより) 穴寄大工等54人へ酒等を下賜した。	上-39頁
同 日カ	下御広式丁場仕舞いにより、酒を下賜した。	上-18頁
文化6年正月10日	戸室(山)より中石を出し、この日に浅野川を越えたので酒を下賜した。	上-17頁
同 日	中石を全体で12丁ばかり出し、牛坂の中程へ引き上げた。人夫130人(そのうち24人は町方〔人夫〕)。酒3斗1升を下賜した。	上-20頁
正月24日	この日、三ツ目大石を城中へ引き入れたので酒を下賜した。	上-51頁
2月11日	橋爪門の建揚げにより、酒2升6合を下賜した。	上-101、108、109頁
2月16日カ	穴寄大工63人に酒1斗2升6合を下賜した(酒を下賜した理由は不詳)。	上-125頁
2月26日	戸室石の石引きでは、この日、川を越える予定であるため、酒を下賜する予定。ただし、実際には「水高」のため川越えできなかった。※よって、この日川越えできなかったため、この日には酒を下賜しなかった可能性が高い。	上-162、169頁
2月29日	能舞台の建揚げにより、酒代3歩を下賜(棟梁5人、大工86人、穴寄大工1人、手伝い45人)した。	上-176頁
3月2日	奥書院・松の間の建揚げにより酒と鯛を下賜した。	上-179、181、188頁
7月6日	橋爪櫓の建揚げにより、御普請所懸りの諸職人等に酒等を下賜した。八半時(午後3時頃)に普請は終了。	上-367、368頁
8月10日	五十間長屋の建揚げにより、酒・鯛を下賜(酒1石5斗8升6合、鯛1586枚)した。これとは別に日用156人分の酒・鯛も下賜した。	下-18、29頁
9月28日	役小者12人に酒を下賜した(酒を下賜した理由は不詳)。	下-94頁
10月7日	竹の間の建揚げにより酒を下賜した。	下-90頁
10月13日カ	菱櫓(日用493人分・穴寄大工)・表式台(日用497人分・穴寄大工)・実検の間(日用476人分・穴寄大工29人分)の建揚げにより酒を下賜した。	下-102頁
11月6日	御玄関の建揚げにより酒を下賜した。	下-127、129頁
12月朔日	能舞台の建揚げにより、日用等へ酒等を下賜した。	下-131、178頁
12月28日(注1)	丁場仕舞いにより、諸職人281人・日用頭5人・日用359人へ酒を下賜した。	下-190、300、302頁
文化7年6月15日	唐門の建揚げにより、諸職人等へ酒等を下賜した。	下-360、363、364頁

※上表の典拠欄における、「上-〇〇頁」、「下-〇〇頁」は、それぞれ『御造営方日並記』上巻、下巻の頁数を示す。
 (注1)『御造営方日並記』下巻(300、302頁)では12月27日と記載しているが、同190頁では同月28日と記載しているので、同月28日が正しいと思われる。

になり、南側から北側へ向かって、橋爪門・橋爪櫓・五十間長屋・菱櫓という順番で作事を進めていったことがわかる。

このように『御造営方日並記』からは普請・作事に関して多くの知見を得ることができるが⁽⁷⁾、本稿では、『御造営方日並記』の内容分析をもとに、文化6年～同7年の金沢城二の丸再建における石材調達等に着眼して考察をおこなうこととする。

1. 石材の調達(産地と用途)

『御造営方日並記』における石材関係の出銀高の記載がある各箇所を見ると、各石材の銀高(購入銀高のほかに、仕上げや伏せ渡しの手間料などもある)、産出地、用途、サイズ、関係する石屋などの記載があり、特に、それぞれの石材の寸法が明記されていることは、石材の規格化という点で着目される。

『御造営方日並記』によれば、文化6年正月から同7年6月まで連日のように造営方役所では石材

表3 金沢城二の丸再建作事の工程

〔『御造営方日並記』より〕

年 月 日	作事の工程	典 拠
文化5年11月	橋爪門の手(執)斧初め(棟札の記載)	上-166頁
文化6年正月5日	御普請所の仕事初め	上-4頁
正月12日	橋爪門の上屋にとりかかる	上-21頁
正月13日	御居間先の土蔵の櫺戸にとりかかる	上-21頁
正月22日より	橋爪門を通行止めにする(橋爪門の建揚げのため)	上-37頁
正月晦日	御居間先の土蔵の建揚げ	上-62、66頁
同 日	御広式屋根瓦にとりかかる	上-62頁
2月11日	橋爪門の建揚げ	上-106、108、118頁
同 日	橋爪二の門の建揚げ	上-148頁
2月15日	橋爪門の番所の建揚げ	上-120頁
2月24日	二の丸御殿の上棟式	上-157頁
同 日	二の丸御殿の竣工(棟札の記載)	上-171頁
2月29日	能舞台の建揚げ	上-173頁
2月	橋爪門の竣工(棟札の記載)	上-166頁
3月2日	奥書院・松の間の建揚げ	上-179、181頁
4月5日	楽屋多門統二重堀にとりかかる	上-199頁
4月7日	裏式台前唐舗にとりかかる	上-216頁
4月26日(注1)	藩主前田斉広が二の丸御殿に移徙	上-217頁
5月3日	対面所の垂木にとりかかる	上-237頁
同 日	湯殿の木拵えにとりかかる	上-237頁
5月6日	移徙の祝能	上-243頁
5月7日	移徙の祝能	上-245頁
5月11日	近日、御台所の屋根瓦葺きにとりかかるため、この日よりその足代にとりかかる	上-259頁
5月19日カ	橋爪門の番所の屋根瓦葺きが始まる	上-277頁
6月4日	小書院の地面の「かめかち」が始まる	上-285頁
6月9日カ	裏口御門の屋根が完成	上-302頁
6月15日より	普請会所の仮小屋を取り払う	上-316頁
6月18日	小書院の小屋組にとりかかる	上-325頁
6月24日	橋爪門の雁木坂の高懸堀屋根の足代にとりかかる	上-336頁
6月25日	橋爪櫓と五十間長屋の足代にとりかかる	上-338頁
7月2日	竹の間の木拵えにとりかかる	上-357頁
7月6日	橋爪櫓の建揚げ	上-364、365、367、369頁
同 日	菱櫓の木拵えにとりかかる	上-367頁
7月9日	小書院等の石場の胴突きにとりかかる(注2)	上-373頁
7月11日	楽屋多門の出窓にとりかかる	上-378頁
7月30日	御台所の屋根廻りが完成	下-1頁
8月10日	五十間長屋の建揚げ	下-17、18頁
8月11日	楽屋多門の屋根にとりかかる	下-17頁
8月13日	実検の間の木拵えにとりかかる	下-24頁
同 日	楽屋多門・小書院の足代にとりかかる	下-27頁
9月2日より少しあと	五正建廐の地形にとりかかる	下-35頁
9月4日より少しあと	御広式下部屋・湯殿・牧部屋の増築と物置の新築にとりかかる	下-42頁

9月10日	表式台の足代にとりかかる	下-51頁
9月22日	表式台の建前にとりかかる	下-76頁
10月3日	御書物所・厩の木拵えにとりかかる	下-80頁
10月7日	竹の間の建揚げ	下-90頁
10月13日カ(注3)	菱櫓・表式台・実検の間の建揚げ	下-102頁
10月21日	楽屋の建継と御茶部屋・御書物所の建揚げにとりかかる	下-116頁
11月6日	御玄関の建揚げ	下-127頁
12月朔日	能舞台の建揚げ	下-131頁
12月10日	この日までに五十間長屋と菱櫓の壇石を完成させる予定	下-104頁
12月14日	楽屋多門・御長屋の足代取り払い	下-157頁
12月18日カ	裏口御門が完成	下-165頁
12月24日付	当年竣工しなかった箇所の上	下-183~185頁
12月24日	表式台・竹の間等の造営完成	下-176頁
12月27日	表式台・竹の間等を御用番に引き渡す(城代欠席のため御用番へ引き渡す)	下-189頁
12月28日	実検の間の床の内張付が完成	下-193頁
文化7年正月7日	前藩主前田治脩が死去	下-390頁
正月16日	造営方の役所初めの予定	下-185頁
2月朔日	普請開始の予定(結果的には前藩主前田治脩の死去により延期される)(注4)	下-185頁
4月18日	昨年造営をやり残した箇所について造営を再開	下-270、278頁
同日	橋爪櫓の棟札を大工頭大西政時が調筆	下-271頁
4月23日	裏式台の足代にとりかかる	下-282頁
4月25日	表式台・竹の間等の完成祝い	下-288頁
4月29日より 少し前	竹の間等が完成	下-294頁
5月2日	実検の間の壁上塗りが完了	下-301頁
5月9日	裏式台の屋根があらまし完成	下-308頁
5月10日	裏式台の足代を取り払う	下-308頁
5月15日	唐門等の木拵えにとりかかる	下-315頁
5月21日	装束の間・御用所の壁の塗り直しにとりかかる	下-326頁
同日	菱櫓の壁が完成	下-330頁
5月22日	五十間長屋の壁が完成	下-330頁
同日	奥書院・松の間等の綴り瓦に1両日中よりとりかかる	下-331頁
5月26日カ(注5)	菱櫓等の足代を取り払う	下-336頁
5月26日カ(注6)	鏡の間・楽屋うしろの足代を取り払う	下-336頁
5月26日カ(注7)	大工小屋を取り払う	下-336頁
6月15日	唐門の建揚げ	下-359、364頁
6月24日	唐門下の唐敷石(の設置に)とりかかる	下-373頁

※上表の典拠欄における、「上-〇〇頁」、「下-〇〇頁」は、それぞれ『御造営方日並記』上巻、下巻の頁数を示す。

(注1) この時点(4月26日)で二の丸御殿の表式台はまだ造営されていない(上-219頁)。

(注2) 胴突きとは地盤を突き固めることを意味する。

(注3) この日は、菱櫓・表式台・実検の間の建揚げにあたって、大工・日用へ酒代を下賜した銀高について、『御造営日並記』に記載があった日付であり、この日に菱櫓・表式台・実検の間の建揚げがおこなわれたかどうかは不詳である。

(注4) このことから、文化7年正月は当初の予定より(前藩主前田治脩の死去に関係なく)普請をしないことになっていたことがわかる。

(注5) この日に菱櫓の足代が取り払われたかどうかは不詳。

(注6) この日に鏡の間・楽屋うしろの足代が取り払われたかどうかは不詳。

(注7) この日に大工小屋が取り払われたかどうかは不詳。

を購入していることがわかり、石材の納入にあたって数多くの石屋が介在していることもわかる。このように多くの石屋の記載があるのに対して、石の臥せ渡し関連で穴生（後藤小十郎）の記載が見られるのは文化7年6月2日条のみである。また、戸室石に関しては、田嶋村の八右衛門、清水村の市郎右衛門という人物名の記載も見られるので、田嶋村（現金沢市田島町）、清水村（現金沢市清水町）は戸室山の山麓（北麓）に位置する村であることから、村請として石材を納入したと考えられる。

【石材の産地（供給地）】

『御造営方日並記』における主な石材の産地と用途をもとに作成したものが表4である（川石〔河石〕は除く）。まず、石材の産地としては、戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石・鶴川石の4ヶ所であるが、表4における頻出回数のそれぞれの合計をもとに考えると、鶴川石の頻出回数の合計は戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石のそれに比較して極端に少ないので、主な石材の産地は戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石であったことがわかる。その中で、戸室石の頻出回数の合計が最も多いので、石材の産地として一番多いのは戸室石だったことがわかる。その次に多いのが鷹巣（鷹栖）石であり、三番目が越前石である。

戸室石は現金沢市南東部に位置する戸室山から産出された石（安山岩）であり、石の色から青戸室石、赤戸室石として有名である。青戸室石は石質が硬く、赤戸室石は比較的柔らかい石材である⁽⁸⁾。

鷹巣（鷹栖）石は鷹巣山（現金沢市西市瀬町と瀬領町の境に位置する山）から産出された石である。越前石とは笏谷石のことを指し、現福井市の足羽山山麓から産出した石（凝灰岩）であり、三国湊から全国各地に運ばれた越前の特産物として有名である。鶴川石は現小松市鶴川町で産出された石（凝灰岩）である。

なお、川石（河石）については、どの川から採取したものかということは『御造営方日並記』には記載がない。

このほか、表4には出てこないが、『御造営方日並記』には、坪野石⁽⁹⁾、安宅石⁽¹⁰⁾も使用した

表4 金沢城二の丸再建に調達された主な石材の産地と用途

（『御造営方日並記』より）

石材の用途	戸室石	鷹巣石 (鷹栖石)	越前石	鶴川石
腕木石	2			
土台石	16		1	
土台石（古石を使用）		1		
土台	9	1		
畳上縁			1	
縁		1		
御縁下				1
縁石	3			
木呂石	5			
胡麻石	1			
棟折石	1			
葛石（かつら石）	1		8	
目戸石	3			
石樋	3			
樋石	6	9	1	
樋	1	2		
万年戸樋（万年樋）		2		
蓋	1	2		
（樋石の）蓋石	2	1		
唐敷石	1			
礎盤	4		2	
礎盤（古石を使用）	1			
礎盤石	1		1	
水溜石（水溜）	3		1	
水溜石			1	
砂留石		1		
砂留箱		3		
抜石	1			
板石	3	6	6	1
流		2	2	
石流		2	1	
流石		4	1	
イロリ石（いろり石）		11		
いろり（石いろり）		2		
底付圍炉裏石		1		
疵付いろり石		1		
いろり石橋		2		
本山炉石				1
石すひつ（注1）				1
腰石		1	5	
水舟（庭入用）			1	
下檣石	1			
胎内（くぐり）				1
胎内（くぐり）入口石段	1			2
五十間長屋の上段・下段	1			
井（戸）の胴丸	1			
井（戸）の胴	2			
池の胴	1			
風抜箱石	1			
台所釜櫃（石）		1		
対面所土蔵段石			1	
部屋方踏段（古石を使用）	1			
段石	1			
用途不明	30	6	7	0
合計	108	62	40	7

※上表における数字は、『御造営方日並記』におけるそれぞれの頻出回数を示す。

（注1）「すひつ」（炭櫃）とは、「いろり」のことを意味する（『大辞林』第三版、三省堂、2006年、1351頁、「炭櫃（すひつ）」の項）。

ことが記されている。坪野石は、現金沢市坪野町から産出された黒灰色の石であり非常に硬い⁽¹¹⁾。『御造営方日並記』では「坪野黒石」とも表記している⁽¹²⁾。安宅石は、現小松市安宅町から産出された石のことであると推測される。

このように石材の供給地は、現金沢市内から産出した戸室石・鷹巣（鷹栖）石・坪野石、現小松市内から産出した鶴川石・安宅石、現福井市内から産出した越前石というように区分できる。この点を考慮すると戸室石・鷹巣（鷹栖）石・坪野石は金沢城まで陸送され、鶴川石・安宅石・越前石は宮腰（金沢城下の外港）まで海送され、そこから金沢城まで宮腰往還を使って陸送された、と考えられる。なお、これらの石材の中で加賀藩領外から運ばれたのは越前石のみである。

【石材の用途】

表4を見るとわかるように、石材の用途は多岐にわたっており、当然のことながら、二の丸の御殿建築と関係するものが多い（ただし、目戸石や木呂石のようにその用途が不明のものもある）。

石材の産地と用途の関係をみると、土台石と樋石は、戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石に共通して見られ、板石は、戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石・鶴川石すべてに見られる。また、戸室石では礎盤、部屋方踏段に古石を使用し、鷹巣（鷹栖）石でも土台石に古石を使用しているので、古石をリサイクル（再利用）したケースもあったことがわかる。

戸室石は、表4を見るとその用途が幅広いことがわかり、表4における頻出回数を見ると、土台石（土台も土台石と同義である）としての使用が一番多い。これは、戸室石（青戸室石）の石質が硬いこに起因すると考えられる。戸室石にのみ見られる用途としては、腕木石、石樋、唐敷石などがあり、これは戸室石（赤戸室石）は石質が比較的柔らかい石材であったため加工しやすかったという点に関係すると思われる。

鷹巣（鷹栖）石は、上述の戸室石とは対照的に、土台石としての使用は少ない。表4における頻出回数を見るとイロリ石（いろり石）が一番多い。しかも、イロリ石（いろり石）は鷹巣（鷹栖）石のみに見られる。その次に多いのが樋石であり、三番目が板石である。その一方で、礎盤石としての使用は全く見られない。こうした点を考慮すると、鷹巣（鷹栖）石は、基礎となる石（土台石、礎盤石など）には、材質的に強度が弱く向いていなかった、ということかも知れない。逆に、イロリ石、樋石、板石が多いということは、加工しやすくそうした用途に向いていた、ということを示していると思われる。

越前石も鷹巣（鷹栖）石と同様に土台石としての使用は少ない。表4における頻出回数を見ると葛石が一番多く、その次が板石、三番目が腰石である。葛石は石垣上端部に使用される石であることや、腰石としても多く使用されていることを考慮すると、越前石は石質として硬い石であり、そうした用途に向いていたことがわかる。また、礎盤石として使用されているのが戸室石と越前石だけであることも同様の理由と思われる。なお、石質として硬い石であったにもかかわらず、土台石としての使用が少ない理由は不明である。

鶴川石は、表4を見るとわかるように、頻出度数も少なく、それ程幅広い用途に使われているわけではない。つまり、鶴川石は石材としては補助的に使用されたと考えられ、その理由としては、鶴川石は石の産出量がそれ程多くなかったのではないかと推測されるほか、石質としての強度の問題もあったのかも知れない。このことは、表4において鶴川石が土台石や礎盤石としては全く使用されていなかったこととも関連すると思われる。

なお、『御造営方日並記』文化6年正月6日条⁽¹³⁾には、居間・土蔵の腰板石には、鶴川石を届けさせたが、越前石でないといけなかったので、持ってきた鶴川石は御広式の胎内（くぐり）⁽¹⁴⁾に使用し、越前石のことを詮議するように造営奉行高島厚定が造営方内作事奉行の村田恒升へ指示したことが記載されている。

このことは、鶴川石は腰板石には材質的に向いておらず、腰板石には越前石を使用すべきである、

という造営奉行高島厚定の見解を示している。上記で指摘したように、越前石は腰石や板石として使用されることが多く硬い石であったのに対して、鶴川石はそれ程幅広い用途に使われず強度にも問題があったかも知れない、という点を考慮すると、高島厚定のこの見解は首肯できるものであり、石の材質（越前石など）によって、その用途を使い分けていたことがわかり注目される⁽¹⁵⁾。

上述した戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石・鶴川石以外に、川石（河石）・坪野石・安宅石の用途について以下に検討する。

『御造営方日並記』文化7年6月18日条⁽¹⁶⁾に、五正建厩の空き地にある安宅石（2升5合くらい）を奥舞台の白洲へ敷かせ、これまであった河石は竹の間の空き地へ移すように造営奉行高島厚定が同じ造営奉行の関屋政良に相談したことが記されている。この記載内容からすると、川石（河石）と安宅石の用途については、白洲へ敷かせるものであったことがわかるので、川石（河石）・安宅石ともに細かい石（小粒の石）であったことが理解できる。

安宅石が細かい石であったことは、『御造営方日並記』文化7年6月2日条⁽¹⁷⁾に、五正建厩の空き地に集めてある安宅石を俵詰にするように内作事方へ造営奉行高島厚定が指示した記載があることからわかる。

川石について、『御造営方日並記』文化6年9月12日条⁽¹⁸⁾、文化6年12月23日条⁽¹⁹⁾では、それぞれ石の寸法を記載するのではなく、重量（目方）を記載しているので、この点からも川石が細かい石であったことが理解できる。なお、『御造営方日並記』において川石（河石）の記載が見えるのは、上記以外に文化6年12月5日条⁽²⁰⁾、文化7年6月8日条⁽²¹⁾であり、時期的にみて、普請・作事がある程度進捗して、二の丸御殿の敷地内において白洲を敷く段階になって使用されたと見なすことができる。

坪野石については、『御造営方日並記』文化6年4月10日条⁽²²⁾に、御囲の礎盤が坪野石にて穴生の手合いにより完成したことが記されている。また、『御造営方日並記』文化7年6月11日条⁽²³⁾に、唐門の柱下の礎盤について詮議のうえ、坪野黒石を使用する予定で、内作事方においてその作料を詮議したところ、格別高値であるため、この礎盤は普請奉行と相談して、普請奉行の手合いにて完成させることになったことが記されている。この2つの記載を見ると、坪野石はいずれも礎盤石として使用されており、上述のように坪野石は石質が硬いことが礎盤石として使用された理由と思われる。ただし、坪野石はその作料が高値であること（前掲『御造営方日並記』文化7年6月11日条）が多く使用されなかったことと関係するのかも知れないし、作料が高値である理由は石質が硬いことと関連するとも考えられる。

以上のように、石材の用途については、それぞれの石質（強度など）によって使い分けていたことがわかる。

【石屋と石材産地の関係】

『御造営方日並記』に出てくる金沢城二の丸再建に関係した石屋と石材産地の関係をまとめたものが表5である。表5を見るとわかるように、業者は石屋の屋号がある者（20人）とそれ以外の屋号がある者（15人）に大別できる。石屋の屋号があるものは文字通り石屋を専業としていたと思われるが、石屋の屋号がない者は石屋以外の業務を兼業していた可能性も考えられる。なお、表5に出てくる石屋伊右衛門は石屋伊左衛門、能登屋喜兵衛は能美屋喜兵衛の誤記（『御造営方日並記』における誤記）である可能性も視野に入れて検討した方がよからう。

まず、表5における頻出回数に着目すると石屋によって頻出回数にバラツキがあるので、すべての石屋が均一に業務をおこなったのではなく、多くの業務をこなした石屋とそうでない石屋に分かれることが看取できる。

石屋と石屋がそれぞれ扱った石材の産地の関係について表5を見ると、戸室石・鷹巣（鷹栖）石・越前石・鶴川石の4種すべてを扱う石屋（石屋与三兵衛、石屋与兵衛）がある一方で、戸室石のみを扱う石屋（石屋又八、石屋儀左衛門、野田屋小兵衛、浅地屋兵助）、鷹巣（鷹栖）石のみを扱う石屋

(石屋嘉右衛門、石屋加右衛門、石屋清兵衛、上野屋庄兵衛、橋本屋与兵衛)、越前石のみを扱う石屋(石屋仁左衛門、宮腰屋六右衛門)というように特定の産地の石材のみを扱う石屋もいたことがわかる。このように石屋によって扱う石材の種類について多寡があった、ということになり、このことが大手の石屋と中小の石屋という峻別と関連するのもかも知れない。また、それぞれの産地の石材(越前石など)を専門に扱う石屋がいたということは、それらの石材を常時ストックしていたと考えられるので、越前石など金沢近郊以外の石であっても、その都度、海送によって取り寄せなくても、それらの石屋から恒常的に石材を供給できた場合もあったと思われる。

このほか、『御造営方日並記』において、月ごとの石切の手間料の記載がある石屋は石屋与三兵衛だけである。この点に関して、石屋与三兵衛だけが一括して石切業務を請け負っていたと考えるべきなのか、或いは、『御造営方日並記』の記載において見えるのがたまたま石屋与三兵衛だけであったのか、ということについては今後検討していく必要がある。

【石屋と石材用途の関係】

石屋と石材用途の関係については、『御造営方日並記』によれば、特定の石屋

表5 金沢城二の丸再建に関係した石屋と石材産地に関する表

(『御造営方日並記』より)

石材産地等 石屋	回数	戸室石	鷹巣石 (鷹栖石)	越前石	鶴川石	その他	各月ごとの 石切の手間料
能美屋喜兵衛	18	○	○	○		○	
石屋与三兵衛	14	○	○	○	○	○	○
石屋与兵衛	12	○	○	○	○	○	
石屋与三右衛門	12	○	○			○	
石屋伊左衛門	11	○	○			○	
石屋七左衛門	11	○	○	○			
石屋五郎三郎	6	○				○	
籠月屋吉右衛門	5					○	
石屋小兵衛	4	○		○		○	
石屋七兵衛	3	○		○			
石屋又八	3	○					
石屋吉兵衛	3		○	○			
石屋清吉	3		○	○			
小竹屋善兵衛	3			○	○		
石屋嘉右衛門	2		○				
釣瓶屋庄助	2					○	
小原屋小兵衛	2					○	
能登屋喜兵衛	2		○	○		○	
石屋五郎兵衛	1	○		○			
石屋仁左衛門	1			○			
石屋仁兵衛	1					○	
石屋伊右衛門	1					○	
石屋加右衛門	1		○				
石屋清兵衛	1		○				
石屋儀左衛門	1	○					
石屋清丞	1					○	
笹屋治助	1	○		○	○		
上野屋庄兵衛	1		○				
橋本屋与兵衛	1		○				
野田屋小兵衛	1	○					
宮腰屋六右衛門	1			○			
二俣屋源兵衛	1					○	
釣部屋彦助	1					○	
木越屋和助	1					○	
浅地屋兵助	1	○					

※上表における「回数」は、『御造営方日並記』におけるそれぞれの石屋の頻出回数を示す(数字の大きい順にソートをかけた)。

※上表における「その他」は、石材の産地の記載がないものを示す。

が特定の石材を扱うケースが見られる。例えば、小原屋小兵衛は川石のみを扱い、二俣屋源兵衛は栗石のみを扱っている。籠月屋吉右衛門は、檜垣の間・虎の間・瀧の間・牡丹の間・芙蓉の間・竹の間のそれぞれの胎内くぐり関係の石材ばかりを扱っている。石屋伊左衛門は礎盤石や土台石を多く扱い、石屋吉兵衛は砂溜箱（鷹巣石）を9ヶ所扱っている。また、表式台の唐敷石を扱っているのは石屋五郎三郎だけである。

このように、それぞれの石屋が、扱う石材の用途を限定しているケースがある点を考慮すると、石屋がそれぞれの石の用途によって専門化していた場合もあったというように推測できよう。ただし、そうしたケースがすべてではなく、能美屋喜兵衛、石屋与兵衛、石屋与三右衛門のように、幅広い用途の石材を扱った石屋もいたので、特定の用途の石材に専門化した石屋（中小の石屋）と、種々の用途の石材を手広く扱う石屋（大手の石屋）に二極化していたと想定できる。

2. 戸室山へ出張、及び、採石

『御造営方日並記』における、戸室山へ出張、及び、採石関係の記載について時期区分すると、(1) 文化6年正月～同年3月、(2) 文化6年9月、(3) 文化6年10月、(4) 文化7年6月というようになるので、以下に各時期の特徴をまとめることとする。

【文化6年正月～同年3月】

この時期には、(A) 戸室山からの石引きを大規模におこなっている点（正月～2月）と、(B) 戸室山へ歩横目が単独で、或いは、歩横目と横目足軽が1組になって出張している点（正月～3月）が特徴である。また、正月には穴生後藤小十郎が扶持方石切1人、二十人石切6人とともに戸室山へ青石の切り出しに赴いている。

(A) 戸室山からの採石と石引き

まず、戸室山からの石引きについては、『御造営方日並記』には大石、中石、青石の3種の石材の石引きに関する記載がある。この場合、大石、中石とは石の大きさを表し、青石とは上述した戸室青石を指し、石の色を表していると考えられる。

大石の石引きについては、文化6年正月24日に三ツ目大石を城中へ引き入れ、酒が下賜されたことが『御造営方日並記』に記載されているが⁽²⁴⁾、大石を戸室山から出した月日については特に記載がない。『御造営方日並記』には、正月12日から石引きが開始された、という記載があるので⁽²⁵⁾、これが大石の石引き開始のことを指すのかも知れないが確定的には断定できない。或いは、歩横目と横目足軽が大石御用のため別所村（現金沢市戸室別所。戸室山西麓の村）へ赴き止宿したのが正月18日であるので、大石の石引きはその日以降である可能性も考えられる。上述のように城中へ大石を入れたのが正月24日であるから、同月19日に大石の石引きを開始したと仮定すると、城中へ大石を入れたのは石引き開始の5日後ということになる。

これとは別の大石については、正月8日に横目足軽が宮腰道について見分して、大石の所在を報告しているが、この所在地である若宮（現金沢市若宮町）、藤江（現金沢市藤江北・藤江南）、寺中（現金沢市寺中町）はいずれも宮腰から金沢城の間に位置している。この点を考慮すると、海送された大石（越前石など）が宮腰で陸揚げされ、宮腰往還を使って金沢城まで運ばれる途中の状況を横目足軽が実見して造営奉行高島厚定へ報告したものであることがわかる。よって、正月8日の見分報告に出てくる大石は戸室山から石引きした大石ではないと見なすことができる。なお、正月13日には、「宮腰道造り」が完成した旨の報告を受け、残り半分は見合わせて「気色宜」より取り掛かるように指示しているが、これは大石を陸送するための宮腰一金沢城の間の道造りであると考えてよさそう。

中石の石引きについては、応手（現在の比定地は不明）（正月6日）→さか川（現在の比定地は不明）（正月8日）→浅野川を越えて酒を下賜し、牛坂（現金沢市旭町）の中程へ引き上げる（正月10日）、という過程がわかる。この中石はその後、金沢城下へ入り、さらに城中へ入ったと推測され

るが、『御造営方日並記』には、城中へ入った日についての記載はない。

このほか、『御造営方日並記』には、正月13日に中石を清水道（清水村のことか？）へ出したことを示唆する記載のほか⁽²⁶⁾、正月19日に別所村まで中石を引き出したという記載があるが⁽²⁷⁾、清水村や別所村は戸室山周辺の村々であることから、正月10日の時点で浅野川を越えた上述の中石とは別の中石と考えた方がよからう。このほか、正月14日、15日、16日、18日（戸室山の石を清水宮前〔清水村〕より大渡の切出〔現在の比定地は不明〕まで出す）、23日（石を子八坂〔現在の比定地は不明〕より牛坂まで出す）に石引き、或いは、石引きに関連する動きがあったが、『御造営方日並記』には中石とは記載されておらず、中石の石引きと関係するものかどうかは詳しくわからない。

なお、正月20日から2日間、普請方の役小者30人が戸室山の除雪に出ているが、これは戸室山での石引きを円滑におこなうことと関係するように思われる。

青石の石引きについては、正月23日（戸室青石の切り出しについて動員計画）→正月25日（この日より青石を切り出す。このため、穴生後藤小十郎が扶持方石切1人、二十人石切6人とともに戸室山へ赴く）→2月6日（青石を2つに割り立てる）→2月11日（青石の割り立てが終わる）→2月12日（青石を引き渡す）→2月26日（「水高」のため青石は川越え〔浅野川の川越えか？〕できず）、という過程がわかる。

このように、切り出し→割り立て→引き渡しという過程については、青石の切り出し（正月25日）の16日後に割り立てが終了し、その翌日に引き渡し（2月12日）がおこなわれたことがわかる。造営奉行高島厚定は歩横目の金田伊兵衛に対して、青石の受け取りと石引きについて「先頃以来之振」のように心得るよう指示しているので、青石の切り出し・割り立て終了後の引き渡し・受け取りや、その後の石引きについて、先例が確立していたことが窺われるが、その具体的内容については『御造営方日並記』には記載がない。

戸室石の石引きの距離については、2月16日に1丁（約109m）、17日に2丁（約218m）ばかり、18日に2丁、19日に7丁（約763m）、20日の昼までに2丁の石引きをおこなった。これらについては、青石という記載はないが、前後の戸室青石の石引きの日程を考慮すると、戸室青石の石引きとして考えてよからう。1日あたりの石引きの距離が少ないのは、山間部での石引きであったので地形の高低差があったためであると推測できるほか、後述のように青石の重量が重かったことも関係すると思われる。2月24日は二の丸御殿の上棟式のため戸室石の石引きは休みになったことや、同月25日に戸室石を茶之木（現在の比定地は不明）へ引き付けたことも、同じ理由で戸室青石の石引きを指していると考えられる。

上述のように、2月26日は「水高」のため青石は川越え（浅野川の川越えか？）できなかったが、当初の予定では、同日に川越えをして酒を下賜し、その翌日（27日）に城中へ石を入れる予定であった。よって、この川が浅野川のことであるとすると、浅野川を川越えした翌日には城中へ石を入れることが通常の予定コースであったと想定される。

実際には2月26日に川越えできなかったため、その翌日に城中へ石を入れることも無理であったと思われるが、当初の予定通り2月27日に城中へ石を入れたと仮定すると、2月12日の青石引き渡し（つまり、12日が青石の石引きの開始日にあたると思われる）の15日後に城中に入ったということになり、石引きには約半月を要したということになる。

このように考えると、上述のように、青石の切り出しから割り立ての終了までが約半月、青石の引き渡しから石引きをおこなって城中に石を入れるまでがさらに約半月かかっているため、青石の切り出しから城中に青石を入れるまでには約1ヶ月かかるという計算になる。

ちなみに、上述した大石の石引き（石引き開始の5日後に城中へ大石を入れたと推測した）と比較すると、青石の場合、石引きの開始から城中に石を入れるまで約半月を要したことは長すぎる感じがするかもしれないが、この青石は重量が約11トンという巨大な石⁽²⁸⁾を2つに割り立てたものなので、

その点も関係すると思われる。なお、上述のように、青石の切り出しのために穴生後藤小十郎が扶持方石切1人、二十人石切6人とともに戸室山へ赴いているのは、青石がこのように巨大な石であったことによるものと思われる。

以上の諸点に関する考察以外に、戸室山からの石引きの人数について検討すると、正月10日の中石の石引きでは人夫130人で12丁（約1.3km）ばかり出して牛坂へ引き上げている。正月23日の戸室青石の切り出しに関する動員計画では役小者30人と山方人足30人の合計60人を動員する予定であった。正月23日の石引きでは、山人足146人、町方人足25人が子八坂より牛坂まで石を出した。2月25日の石引きでは人夫136人がかかわった。このように、130人以上を一度に動員するケースが多かったことがわかる。

(B) 戸室山への歩横目・横目足軽の出張

『御造営方日並記』を見るとわかるように、歩横目と横目足軽が戸室山へ出張に行った期間は文化6年正月～同年3月である。『御造営方日並記』の記載をもとに、戸室山へ出張を関係者別（役職別）にまとめたものが表6である。

表6を見ると、歩横目は5人、横目足軽は6人が戸室山へ出張に行ったことがわかり、穴生の後藤小十郎も1回だけ戸室山へ出張に行ったことがわかる。表6によれば、一人あたりの出張回数は、1回が4例、2回が3例、3回が3例、4回が2例であり、一人で3～4回戸室山へ出張するケースもあったことがわかる。出張の期間については、『御造営方日並記』にはすべての出張の出発日と帰着日が記載されているわけではないので不明な点が多いが、出発日・帰着日ともにわかっているケースをもとに考えると、2日間が1例、4日間が1例、5日間が1例、6日間が2例、8日間が1例というようになり、5日間前後の事例が多いことがわかる。

止宿した村は、別所村か清水村のいずれかであり、この両村は戸室山の山麓にある村であるので、歩横目・横目足軽の戸室山へ出張目的は、戸室山現地で石の切り出し・割り立て・石引きを監督することであった、と考えられる。そして、造営奉行から指示を受けることや、造営奉行に対して報告することも業務に含まれていたと思われる。

表6をもとに、別所村と清水村の月別の止宿事例数を見ると、文化6年正月は別所村止宿が7例、清水村止宿は無し、同年2月は別所村止宿が1例、清水村止宿が1例、同年3月は別所村止宿が無し、清水村止宿が2例である。これらの点を考慮し、さらに清水村は戸室山の北麓、別所村は戸室山の西麓に位置することも勘案すると、採石の場所が戸室山の西麓（正月～2月）から北麓（2月～3月）へ時期的に移動していったことが推測される。

歩横目と横目足軽が戸室山へ出張した際に1組となって行ったのかどうか、という点を調べるために作成したものが表7である。表7を見ると、歩横目と横目足軽が1組になって行ったケースが8例、歩横目と横目足軽が1組になって行ったと推測されるケースが2例、歩横目が単独で行ったケースが4例である。ちなみに、横目足軽が単独で行ったケースはない。

歩横目と横目足軽の個々人の組み合わせについて表7を見ると、歩横目金田伊兵衛、横目足軽山上所平の1組と、歩横目藤井庄太夫、横目足軽江口久次郎の1組はそれぞれ2回同じ組で行っているが、他の組は個々人のメンバーの組み合わせは固定していないことがわかる。よって、歩横目と横目足軽が1組として戸室山へ出張に行く場合、個々人のメンバーを固定するのではなく、歩横目1人と横目足軽1人という役職構成を固定していたと考えるべきであろう。

戸室山への横目足軽の出張については、上述の検討以外に、『御造営方日並記』に記されている余荷銀^{ない}の支出という点からも検討できる。その点をまとめたものが表8である。表8を見ると、余荷銀（出張費）が支出されているのは、横目足軽の出張のケースのみであり、歩横目については記載がないことがわかる。余荷銀と出張日数の関係を見ると、止宿した場合は1人1日1匁、日帰りの場合は1人1日4分という基準があったように考えられる。戸室山出張について表6に見られず、表8で

表6 穴生・歩横目・横目足輕の戸室山への出張一覧表（役職別）

〔御造営方日並記〕より）

役 職	氏 名	出 発 日	帰 着 日	止宿した村	出張期間	出張銀高
穴 生	後藤小十郎 ①	正月25日	?	?	?	?
		→戸室山の青石を切り出すため、穴生後藤小十郎のほか扶持方石切1人、二十人石切6人も赴く				
歩横目	山瀬専右衛門 ①	正月5日	正月10日の夜	?	6日間	?
		②	正月13日	?	?	?
		正月24日→大石引出しのため見回り				
		2月26日→「水高」のため戸室青石は川越えできないことを報告				
		③	3月4日	清水村	?	?
歩横目	藤井庄太夫 ①	正月9日	?	別所村	?	?
		②	正月18日	正月23日の夜前	別所村	6日間
		→大石御用				
		③	3月2日	?	?	?
歩横目	大平儀右衛門 ①	正月24日→大石引出しのため見回り				
		?	2月7日	?	?	?
		②	2月17日	?	?	?
歩横目	石黒門馬 ①	正月11日	?	?	?	?
		②	正月22日	正月23日の夜	別所村	2日間
		③	2月13日	2月17日の夕	清水村	5日間
歩横目	金田伊兵衛 ①	正月13日	正月20日の夜前	別所村	8日間	?
		→正月15日に冥加として戸室石御用に出た人々について報告				
		②	2月6日	?	?	?
		→石の見回り				
		2月11日に戸室青石の受け取りと石引きについて造営奉行より指示される				
		③	2月21日	?	別所村	?
		④	2月25日	?	?	?
横目足輕	石田次郎助 (注1) ①	正月13日	?	別所村	?	?
		②	2月16日	?	?	5匁
横目足輕	古田元之丞 (注2) ①	正月5日	正月8日	?	4日間	5匁
横目足輕	中村団助 ①	正月24日→大石引出しのため見回り				
		3月4日カ	?	清水村	?	?
横目足輕	武藤喜一郎 ①	正月22日カ	?	別所村カ	?	?
横目足輕	山上所平 ①	2月6日	?	?	?	?
		→石の見回り				
		②	2月12日	?	?	?
		③	2月25日	?	?	?
		→石方の見回り				
横目足輕	江口久次郎 ①	正月18日	?	別所村	?	?
		→大石御用				
	②	3月2日	?	?	?	?

※上表における①、②などの数字は戸室山への出張の回数を示す。

※上表における出張銀高（余荷銀）は、表8をもとに記載した。

（注1）『御造営方日並記』文化6年正月13日条では石田次郎吉としているが、これは石田次郎助の誤記であると思われる。

（注2）『御造営方日並記』文化6年正月8日条では栗田元之丞としているが、これは吉田元之丞の誤記であると思われる。

表7 戸室山への出張メンバーの構成

〔御造営方日並記〕より)

出 発 日	出張メンバー	区 分
文化6年正月5日	歩横目山瀬専右衛門、横目足軽古田元之丞	1組で赴く
正月9日	歩横目藤井庄太夫	単独で赴く
正月11日	歩横目石黒門馬	単独で赴く
正月13日	歩横目金田伊兵衛、横目足軽石田次郎吉(助カ)	1組で赴く
正月13日	歩横目山瀬専右衛門	単独で赴く
正月18日	歩横目藤井庄太夫、横目足軽江口久次郎	1組で赴く
正月22日	歩横目石黒門馬、横目足軽武藤喜一郎	1組で赴く
2月6日	歩横目金田伊兵衛、横目足軽山上所平	1組で赴く
2月12日	横目足軽山上所平	1組か?
2月13日	歩横目石黒門馬	
2月16日	横目足軽石田次郎助	1組か?
2月17日	歩横目大平儀右衛門	
2月21日	歩横目金田伊兵衛	単独で赴く
2月25日	歩横目金田伊兵衛、横目足軽山上所平	1組で赴く
3月2日	歩横目藤井庄太夫、横目足軽江口久次郎	1組で赴く
3月4日	歩横目山瀬専右衛門、横目足軽中村団助	1組で赴く

表8 余荷銀と戸室山等への出張関係表

〔御造営方日並記〕より)

出張期間(文化6年)	出張日数	余荷銀	出張した人物	出張目的
正月4日～18日(8日カ)	5日間カ	5匁	横目足軽古田元之丞	戸室山御用
正月7日	日帰り	4分	横目足軽(注1)	宮腰へ行く
正月8日～12日	5日間	10匁	横目足軽石田次郎助 横目足軽村田知兵衛	戸室山御用
正月10日～14日	5日間	5匁	横目足軽角間武助	戸室山行き
正月18日～24日	7日間	7匁	?	戸室山等御用
2月16日～20日	5日間	5匁	横目足軽石田次郎助	戸室山御用カ
2月16日～16日(20日カ)	5日間カ	5匁8分	横目足軽山上所平	戸室山御用カ

(注1)『御造営方日並記』文化6年正月8日条を見るとわかるように、この時、宮腰へ行ったのは横目足軽である(ただし、氏名は不明)。つまり、正月7日に横目足軽が日帰りで宮腰へ行き、翌8日に造営奉行高島厚定へ報告したということになる。

戸室山出張が確認できる事例も追加して、あらためて戸室山出張について日程別にまとめたものが表9である。表9を見ると、正月、2月ともに頻繁に戸室山出張が繰り返されていることがわかる。このことは、文化6年正月～2月にかけて戸室山での採石が盛んにおこなわれていたことを示すものであろう。

上述のように、現存の『御造営方日並記』は、文化6年正月以降の記載箇所しか残っていないため、戸室山からの採石・石引きがいつから開始されたのか明確には知り得ない。また、『御造営方日並記』の文化6年3月部分の記載は3月朔日～5日までしか記載されていないため、3月6日～晦日(29日)の間に石引きがどのようにおこなわれたのかも詳しくはわからない。

『御造営方日並記』の文化6年4月以降の記載箇所では、上述した同年正月～3月におこなわれた歩横目・横目足軽を戸室山へ出張派遣するような大規模な採石・石引きは見られなくなる。そして、文化6年5月～同年7月には、歩横目石黒門馬や歩横目金田伊兵衛は黒部山へ木材の伐出し御用のた

表 9 穴生・歩横目・横目足輕の戸室山への出張一覧表（日程別）

【文化6年】

（『御造営方日並記』より）

月 日	■後藤小十郎	▼山瀬専右衛門	▼藤井庄太夫	▼大平儀右衛門	▼石黒門馬	▼金田伊兵衛	●石田次郎助	●古田元之丞	●中村団助	●武藤喜一郎	●山上所平	●江口久次郎	●村田知兵衛	●角間武助
正月 5 日		出発						出発						
6 日		↓						↓						
7 日		↓						↓						
8 日		↓					出発カ	帰着					出発カ	
9 日		↓	出発				↓						↓	
10 日		帰着	↓☆				↓						↓	出発カ
11 日			帰着日不明		出発		↓						↓	↓
12 日					↓		帰着カ						帰着カ	↓
13 日		出発			帰着日不明	出発	出発							↓
14 日		↓				↓☆	↓☆							帰着カ
15 日		帰着日不明				↓☆	帰着日不明							
16 日						↓☆								
17 日						↓☆								
18 日			出発			↓☆						出発		
19 日			↓☆			↓☆						↓☆		
20 日			↓☆			帰着						帰着日不明		
21 日			↓☆											
22 日			↓☆		出発☆					出発カ				
23 日			帰着		帰着					↓☆				
24 日										帰着日不明				
25 日	出発													
26 日	↓													
27 日	帰着日不明													
2 月 5 日				出発日不明										
6 日				↓		出発					出発			
7 日				帰着		↓					↓			
8 日					帰着日不明						帰着日不明			
12 日											出発			
13 日											↓			
14 日					出発						帰着日不明			

め出張に行っているのでは⁽³⁰⁾、歩横目の出張先が戸室山から黒部へ切り替わったことになり、この頃(文化6年5月～同年7月)には、戸室山からの大規模な石の切り出し・石引き作業は終了していたと考えられる。

【文化6年9月、10月、文化7年6月】

文化6年9月12日には橋爪櫓、菱櫓の腕木石の伐り出しのため、穴生方が戸室山へ赴いた。この場合、石屋ではなく穴生が戸室山へ行ったことは、腕木石の採石に関しては石屋では扱えない特殊な用途の石材として認識されていたのかも知れない。

『御造営日並記』における腕木石の記載を時系列に見ると、文化6年7月朔日に橋爪櫓等の出窓腕木石⁽³¹⁾を従来通りにするように城代前田孝友より造営奉行に指示が出され⁽³²⁾、翌2日には腕木石の寸法について御大工大西政時が書出しを提出した⁽³³⁾。そして、同月4日には、橋爪櫓の出窓の腕木石のことについて、造営奉行加藤泰道より穴生の後藤小十郎に対して詳しく申し渡しがあった⁽³⁴⁾。

同月5日には、橋爪櫓の腕木石3本の仕上げ手間料27匁の銀高の記載があり(石屋伊左衛門が値段を決める)⁽³⁵⁾、8月9日には、橋爪櫓の(出)窓の腕木石の袖くり3ヶ所の切り込み手間料45匁(石屋与三右衛門)の記載がある⁽³⁶⁾。9月10日には、菱櫓の出梁の腕木石6本(戸室青石3本、戸室赤石3本)の割り立てと切り出しの記載がある⁽³⁷⁾。腕木石6本の切り出しの惣入用高は、181匁6分ばかりであり、切り出しをおこなった役小者は延べ180人ばかりという計算であった(1日15人ずつで日数12日ばかり)。

そして、9月12日には、上述のように、橋爪櫓、菱櫓の腕木石の伐り出しのため、穴生方が戸室山へ赴いた⁽³⁸⁾。

以上の経過を見ると、橋爪櫓の出窓の腕木石を7月上旬～8月上旬にかけて(菱櫓の腕木石よりも)先に準備してつくられたことがわかる。これは、同年7月6日に橋爪櫓の建揚げがおこなわれたことと⁽³⁹⁾時期的に符合するものであり、橋爪櫓の建築開始時期に合わせて腕木石がつくられたのであろう。

7月4日に造営奉行より穴生後藤小十郎に対して、橋爪櫓の腕木石について詳しい指示があったということは、前々日(7月2日)に出された腕木石の寸法通りに戸室石を割り立てることについての指示である可能性が高い(ということは、戸室山からの石の切り出しは、それ以前〔6月頃か?〕にすでに終了していたことになる)。それに対して、橋爪櫓の腕木石の仕上げ手間料や切り込み手間料が石屋に支払われていることは、橋爪櫓の腕木石について、仕上げ作業や切り込み作業は石屋がおこなったことを示している。このように、穴生(腕木石の切り出しと割り立て)と石屋(腕木石の仕上げ作業や切り込み作業)のそれぞれの役割の違いを窺うことができる。

そして、9月10日に、菱櫓の出梁の腕木石6本の割り立てと切り出しの記載があり、同月12日から橋爪櫓、菱櫓の腕木石の伐り出しのため、穴生方が戸室山へ赴いたということは、菱櫓の腕木石は9月になって準備されたことを示している。この時期(9月上旬)に準備されたということは、10月13日頃に菱櫓の建揚げがおこなわれたことと⁽⁴⁰⁾時期的に符合するものであり、菱櫓の建築開始時期に間に合うように腕木石が準備されたと思われる。

同年10月には表式台前の唐敷石の切り出しのため、石屋五郎三郎を戸室山の石丁場に遣わす予定であったことがわかる。上記で検討したように、表式台の唐敷石の石材を扱った石屋は、石屋の中では石屋五郎三郎だけであり、その意味では上記の検討結果と符合している。なお、穴生ではなく、石屋が直接、戸室山へ行って採石したことは注目される。唐敷石は板石の形であるので、こうした単純な形の石材調達であったことも石屋が採石できたことと関係するのかもしれない。ただし、石屋の戸室山派遣については、表式台前の唐敷石の請負と戸室丁場の渡し方について差し支えないことを、造営奉行が城代へ上申している点を考慮すると、石屋が戸室山へ直接行って採石することが通例化されていなかった可能性もある。

表式台は文化6年9月22日に建前にとりかかり⁽⁴¹⁾、同年12月24日に完成しているので⁽⁴²⁾、上述の

ように、同年10月に表式台前の唐敷石の切り出しのため、石屋五郎三郎を戸室山の石丁場に遣わす予定であったことは、表式台の建築工事の進捗状況に合わせて唐敷石の切り出し作業を準備していたことがわかる。

同7年6月11日には、唐門下の唐敷石（板石）が戸室山にて完成したので、翌12日より役小者20人で釣り出し、13日からは普請奉行の手合い20人を増員した。唐門は同年6月15日に建揚げがおこなわれ⁽⁴³⁾、同月24日から唐門下の唐敷石の設置にとりかかっている⁽⁴⁴⁾ので、唐門の建築開始に時期的に合わせて、唐門下の唐敷石を準備したことがわかる。

3. その他の普請関係

『御造営方日並記』におけるその他の普請関係の記載については、特に、(1) 石垣普請関係、(2) 穴生関係、という2点に着目し、その内容を以下に検討したい。

【石垣普請関係】

〔文化6年正月～2月…橋爪門に關係する石垣普請〕

文化6年正月には、橋爪門升形の石垣普請がおこなわれた（正月8日条、正月17日条）。この普請には、町石切10人ずつが正月10日から雇われ、同月17日には橋爪門の升形の石積方絵図と添紙面の控えが普請奉行より造営奉行高島厚定（以下、造営奉行とは高島厚定を指す〔ただし、造営奉行として名前を提示したものはのぞく〕）に提出された。この経過を見ると、橋爪門升形の石垣普請は町石切がおこなったことと、造営奉行は普請奉行から提出された石積方絵図を閲覧する立場にあったことがわかる。

同年2月9日には、橋爪一御門続きの石垣の孕んだ箇所について、少し取りよけて積み直す必要があるため、この日に見分のうえ、（石垣を）積み直すことを普請奉行と相談し、この箇所について塀を取りよけることを作事奉行へ相談した（2月9日条）。この石垣孕み箇所の積み直しに関して、まず造営奉行が見分し、そのうえで石垣積み直しについては普請奉行へ、塀の撤去については作事奉行へ、それぞれ相談していることがわかる。この経過からすると、石垣孕み箇所の積み直しの可否について造営奉行が実際に見分して判断してから、普請奉行と作事奉行へ指示を出したことがわかり、造営奉行・普請奉行・作事奉行のそれぞれの役割がよく理解できる。

このように、同年正月～2月にかけて橋爪門に關係する石垣普請があったことは、同年2月に橋爪門が竣工した⁽⁴⁵⁾ことと關係すると思われ、橋爪門の石垣普請と作事が同時期におこなわれていたことを示すものと言えよう。

〔文化6年5月～6月…五十間長屋下の石垣孕み箇所の修理に関する詮議〕

同年5月～6月には、五十間長屋下の石垣の孕んだ箇所について、積み直しを指摘する穴生の上申と、それに対して城代から指図がおこなわれた（5月4日、同月10日、6月6日、同月12日、同月13日の各条）。具体的には、5月4日、五十間長屋下の石垣の孕んだ箇所について、積み直しの必要性を指摘する穴生の紙面が普請奉行経由で造営奉行へ提出され、同月10日には造営奉行がこの件について再詮議するように普請奉行石川定功に対して指示している。6月6日には、造営奉行が五十間長屋下の石垣孕み箇所について「御直」の詮議内容の紙面を城代へ提出した。

同月12日、城代は五十間長屋下の石垣の積み直しをせず、現在のままで、五十間長屋を建てさせる旨を造営奉行に対して指図し、造営奉行は翌日に普請奉行と作事奉行に対してこのことを伝えた。この城代の指図により五十間長屋下の石垣孕み箇所の積み直しに関する穴生の上申は却下されたことになる。そして、この時点（6月12日）では五十間長屋はまだ建てられていないことがわかり、問題の本質が五十間長屋下の石垣を積み直して建てるか、積み直しをせずに建てるかという点にかかわっていたことが理解できる。

同月13日、造営奉行は普請奉行石川定功に対して、五十間長屋下の石垣孕み箇所について、今回は

そのままにしておくようにという城代の指図を伝えるとともに、少々詰石等が必要な箇所・修理が必要な箇所がないか、十分に穴生と普請奉行が詮議するように指示した。このように、城代による石垣孕み箇所の修理却下の方針を伝える一方で、さらに詰石等が必要な箇所や修理が必要な箇所の有無について、穴生と普請奉行に詮議させているので、五十間長屋が建てられる前のこの時期に、五十間長屋下石垣の強度等の調査が綿密におこなわれていたことがわかる。また、こうした石垣調査は穴生と普請奉行の専権事項であったことがわかる。ちなみに、五十間長屋は、その足代にとりかかるのが6月25日であり⁽⁴⁶⁾、建揚げが同年8月10日であるから⁽⁴⁷⁾、同年5月～6月に五十間長屋下の石垣孕み箇所の修理をおこなうかどうか詮議していたことは、五十間長屋の建築を開始する8月10日の時点から見て約2～3ヶ月前にあたっていた、ということになる。

なお、この同年5月～6月における五十間長屋下の石垣孕み箇所の修理に関する詮議の上申・下命関係を図化したものが図1である。図1を見ると、穴生は普請奉行経由で造営奉行に上申したことや、造営奉行には最終的な石垣修理採否の決定権はなく、城代の指示を仰いだことから城代が最終的な採否の決定権を持っていたことがわかる。また、造営奉行は普請奉行からの上申を城代に取り次ぐとともに、城代の決定を普請奉行や作事奉行に伝える役割を持っていたこともわかる。

[文化6年6月…特定部分の石垣普請の終了]

6月15～20日には、石垣普請の「跡仕廻」(後始末の意味)に40人(役小者、杖突)が動員されているので(6月14日条)、具体的な場所は不明ながら、この頃には、特定部分の石垣普請が終了したことがわかる。このことは、6月21日条に「御石垣御用ハ相済」⁽⁴⁸⁾と記されていることからわかり、五正建既跡の石垣方小屋が不要になった、としている。

[文化6年6月…鼠多門続櫓台等の普請]

6月25日条の記載内容によれば、当時、普請奉行が鼠多門続櫓台等の普請について指示し、このことが造営方において差し支えないかという点を、同月24日、造営奉行の加藤泰道に対して尋ねている。この場合、鼠多門続櫓台等の普請を指示したのは造営奉行ではなく、普請奉行であった、という点は注意されるべきで、これは鼠多門が玉泉院丸に位置する多門であることに起因すると考えられる。つまり、二の丸の再建工事は造営奉行が統括するが、玉泉院丸における鼠多門続櫓台等の普請は普請奉行の管轄下であり、造営奉行の管轄下にはなかったことを示している。そして、文化6年6月当時は、二の丸の再建工事だけでなく、玉泉院丸においても石垣普請が並行しておこなわれていたことがわかる。

さらに、上述の普請奉行からの質問に対して、造営奉行の加藤泰道は、菱櫓台等に少々「綴ヶ所」⁽⁴⁹⁾があり、これは日数にして約10日かかる、と答えている。よって、文化6年6月当時はいまだ菱櫓の建築にとりかかっていなかったことがわかったとともに、菱櫓台等において少々「綴ヶ所」があったこともわかる。

[文化7年5月…本丸への上り口坂の石垣修復についての指示]

文化7年5月25日条には、五正建既地面より本丸への上り口坂(東ノ丸唐門へ至るルートのことか?)の石垣修復が必要である旨について、造営奉行から普請

図1 文化6年5月～6月における五十間長屋下の石垣孕み箇所の修理に関する詮議

(『御造営方日並記』より)



奉行へ指示することが記されている。この石垣修復が、その後、実際におこなわれたのかどうか『御造営方日並記』には関係する記載はないが、造営奉行が特定の場所を指定して石垣修復の必要性を指摘している点には注意したい。

以上のように、石垣普請や石垣修理に関する詮議が、作事がおこなわれた時期とリンクしていたケースがあるほか（橋爪門に關係する石垣普請、五十間長屋下の石垣孕み箇所（の）の修理に関する詮議）、文化6年6月に特定部分の石垣普請が終了したことからもわかるように、石垣普請はある時期に一斉に終わるのではなく、各パートでそれぞれの時期に終わったことが理解できる。そして、造営奉行の役割として、石垣普請だけでなく石垣修理にも注意を払っていたことがわかる。

【穴生関係】

文化6年5月6日・7日の移徙祝いの能を拝見した人々に、穴生の奥源次郎・後藤彦三郎・後藤金平・後藤小十郎が含まれていたことは、この4人が文化6～7年当時の穴生を代表する人物であったことを示している。このほか、文化6年4月26日付で、橋爪門下敷石を戸室山より城中へ運搬した日用人数を割場宛に報告した切手に署名した穴生の奥源四郎という人物名も知ることができる。

こうした穴生の中で、最も多く登場するのが後藤小十郎である。具体的には、後藤小十郎は、①文化6年正月25日、扶持方石切1人、二十人石切6人とともに戸室青石を切り出すため、戸室山へ赴いた、②同年7月4日、橋爪櫓の出窓の腕木石のことについて、造営奉行の加藤泰道より詳しく指示を受けた、③同年7月11日、割場へ出す切手と賃銀のことについて造営奉行より質問を受けて回答している、④同年12月28日、「今般御石垣方御用」の心掛けがよく、格別出精して勤めたので、10俵の加増（先の切米と合わせて合計40俵）をされた、⑤同7年6月2日、唐門下の唐敷石の伐り出し等について造営奉行より普請奉行とともに指示を受けた、⑥同年6月21日、唐門の柱根の礎盤について造営奉行の指示を仰ぐとともに、玄関左右の唐敷石について造営奉行より指示を受けた、などの点がわかる。

特に、上記④にあるように、穴生の中で今回加増されたのが後藤小十郎だけであった点は、その活躍ぶりを示すものであろう。後藤小十郎が普請奉行とともに造営奉行より指示を受けたケースが見られることは、後藤小十郎の技術官僚としての性格を如実に示すものであり、上記のように腕木石や礎盤石など技術的に見て重要な石材を担当していることも、その証左となるであろう。

そのほか、上述のように、文化6年5月4日には、五十間長屋下の石垣の孕んだ箇所について、積み直しの必要がある旨を穴生が造営奉行に対して上申している。同年6月13日にこの点に関連して、他に修理が必要な箇所がないかどうか造営奉行が普請奉行に対して穴生と十分に詮議するように指示していることからすると、この穴生とは後藤小十郎である可能性が高い。とすれば、後藤小十郎は穴生として石垣について修理箇所の有無を調査する役割も担っていたことになり、このことこそが穴生の本来の職務であった、ということになる。

このように、『御造営方日並記』における穴生関係の記載を検討することによって、穴生の中でも特に後藤小十郎の果たした役割（戸室山での採石、石垣普請における重要石材の担当、石垣修理箇所の調査）を具体的に知ることができる。

おわりに一穴生の時代から石屋の時代へ

『御造営方日並記』を通して読むとわかることだが、穴生に関する記載は意外と少ない。それに対して、石屋に関する記載（石材の納入関係）は、『御造営方日並記』の記載範囲では全期間にわたって記されており、その記載は驚くほど多いことに気付く。そして、多くの石屋が存在していたことがわかる。

この点をどのように理解すればよいのであろうか。一つの見解としては、穴生が加賀藩内において文化期には技術官僚化していて、普請現場全般に関与するのではなく、普請関係ではピンポイント的に重要な石材のみに関与し、石屋ではかかわることができない石垣修理箇所の統括的チェックなどの

業務に仕事面で特化していた、という見方はできるかも知れない。それに対して、石屋は二の丸の再建にあたって豊富な石材を商売として納入し施工する、いわば納入施工業者に徹した仕事をしていただけで、入札⁽⁵⁰⁾で決定できるほど多くの石屋が存在していたという点は文化期の時代的特徴であると見てよからう。

このように穴生と石屋との仕事面での棲み分けができていたとすれば、文化期の二の丸再建工事の普請現場で、実際に扱う石材量の多さという点では活躍したのは穴生ではなく、石屋だったのであって、その意味では、それまでの穴生の時代から石屋の時代へ変化していった、と見ることも可能であろう。

そもそも穴生の役割とは近世初頭においては、各藩における公儀普請対策といった性格が強く、そのため各藩が穴生を家臣として召し抱えたのであったが、時代が下り江戸時代中後期になると城郭に関する公儀普請(いわゆる天下普請)はなくなり、穴生の持つ役割も変化していった。その点を明確に示す史料として、加賀藩以外の他藩の事例であるが久留米藩における穴生の事例を以下に紹介したい。

戸波六太夫儀、就病者、御暇相願候、惣而古玄蕃様御代より穴生被召置候儀ハ、公儀御普請之節、御手前之穴生之無之候而ハ、公儀穴生ハ何角申、石垣果敢取不申、御勝手も悪敷、旁被召置候へ共、当時御普請も無之、已来左様之時ハ、公儀穴生之親類被召拘候而可相済、六太夫も御國中ニ罷在候様申渡置(「候」脱カ)ハ、病氣快節ハ又被召拘旨相同、其通仕候様御意⁽⁵¹⁾

これは「古代日記書抜」⁽⁵²⁾という史料の貞享元年(1684)10月11日条の記載である。この史料内容をまとめると、①久留米藩の穴生である戸波六太夫は病気のため御暇を願い出た、②総じて有馬豊氏(久留米藩初代藩主)の時代から穴生を召し抱えているが、これは公儀普請の際、藩に穴生がいないと、公儀穴生が何かと言って石垣(普請)が終わらず、勝手も悪いので召し抱えていた、③しかし、現在は公儀普請もなく、(これから)以後そうした場合は、公儀穴生の親類を召し抱えれば済むことである、④戸波六太夫には在国するように申し渡してあるので、病気が回復すれば、また召し抱える旨を伺い、その通りにするように(藩主有馬頼元の)御意があった、という諸点が理解できる。

この中で重要なのは、そもそも久留米藩が穴生を召し抱えたのは公儀普請対策であって、公儀穴生の手前、穴生を召し抱えていないと公儀普請をおこなうにあたって都合が悪いからであり、現在(貞享元年)は公儀普請がないので、穴生が藩にいらなくても支障はなく、もし公儀普請があった場合は公儀穴生の親類を召し抱えればよい、としている点である。

このように、久留米藩では貞享元年の時点で、すでに穴生の存在意義は低下していたことが明確にわかるが、穴生の存在理由が公儀普請対策であった点を考慮すると、久留米藩に限らず貞享期頃には他藩においても同様に穴生の存在意義が低下していたことは容易に推察できる。

加賀藩においては、文化期においても穴生の後藤彦三郎(本稿で取り上げた後藤小十郎の実父)が活躍していることがわかるが⁽⁵³⁾、加賀藩は幕藩制下において最高の石高を誇る超大藩であり、金沢城自体が広大な面積に石垣を有していた関係上、石垣のメンテナンスを恒常的にこなうために加賀藩では穴生を職制として維持存続させたものと思われる。この結果、加賀藩の場合、穴生は職人(クラフトマン)という本来の身分から藩士としての技術官僚(テクノクラート)的性格を強めていき、上述のように文化期の二の丸再建工事の普請現場では数多くの石屋が石材を納入・施工して本来穴生がおこなっていたような職人身分の仕事を代替したと見ることができよう。こうしたことができた背景として、文化期当時、石材市場がマーケットとして確立していたと見ることもできるのではないだろうか。

以上のように、文化期の金沢城二の丸再建工事は、職人としての石屋集団と技術官僚としての穴生(特に後藤小十郎)が相互にそれぞれの特性を発揮しながら補完して職務を遂行したことがわかり、石材の納入・施工という点では石屋集団の存在意義が大きかったという点にその時代的特徴を見いだすことができる。

[付記] 『御造営方日並記』の本稿で扱った部分に関する基礎データ化の検討作業については、拙稿「文化期金沢城二の丸再建に関する史料的基础データの検討—『御造営方日並記』のデータベース化の試み—」(『史学論叢』38号、別府大学史学研究会、2008年)を参照されたい。

[註]

- (1) 『御造営方日並記』上巻〈金沢城史料叢書1〉(石川県教育委員会文化財課金沢城研究調査室編集・発行、2004年)、『御造営方日並記』下巻〈金沢城史料叢書2〉(同編集・発行、2005年)。
- (2) 前掲『御造営方日並記』上巻(388~408頁)。
- (3) 二の丸の再建工事中に使用された門札は、『御造営方日並記』には「御門札、通之字札」と記されているので(前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年11月5日条、127頁)、「通」の字が書かれた札であったことがわかる。
- (4) 例えば、休憩時間でもないのに、町方日用が鉄砲狭間に入って隠れて寝ていたり(前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年5月3日条、238頁)、作事方日用が「人遠之所」へ隠れて休んでいたり(前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年6月20日条、328頁)して免職になったケースがある。この中で前者のケースでは、鉄砲狭間は普請をさぼって隠れるのには格好の場所だったのかもしれないが、想像するとユーモラスですらある。
- (5) 「出シ窓」については、正見泰氏が「「出し」とは、一般には「石落とし」の「出窓」型に分類」されるもので「金沢城ではこれを「出し」と呼んでおり、屋根の形状の違いにより「唐破風の出し」と「千鳥破風の出し」と呼ばれている」(正見泰「金沢城本丸櫓群の図面類について—辰巳櫓・三階櫓の図面類の検証—」、『研究紀要金沢城研究』4号、石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室、2006年)と指摘している。
- (6) 西和夫氏は、近世における上棟は現在と違って完成を意味する、と指摘しているので(西和夫『工匠たちの知恵と工夫』、彰国社、1980年、170頁)、二の丸御殿の上棟式とは完成した儀式であることがわかる。
- (7) こうした諸点に関する考察については、今後、順次別稿を用意する予定である。
- (8) 「石川県産の石材知識」(<http://www.kkmurasez.com/sizai/sekizai.htm>)。
- (9) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年4月10日条(229頁)。前掲『御造営方日並記』下巻、文化7年6月11日条(355頁)。
- (10) 前掲『御造営方日並記』下巻(344、367頁)。
- (11) 前掲註(8)に同じ。
- (12) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化7年6月11日条(355頁)。
- (13) 前掲『御造営方日並記』上巻(9頁)。
- (14) 胎内くぐりとは、廊下の下を通ることができる地下通路のことで、2~3mくらい下りる石段が付いていた。この点については、木越隆三氏より御教示を得た。
- (15) そのほか、膳所の流しを越前石で作り立て、縁下を鶴川石で作り立てた事例がある(前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年12月16日条、161頁)。
- (16) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化7年6月18日条(367頁)。
- (17) 前掲『御造営方日並記』下巻(344頁)。
- (18) 前掲『御造営方日並記』下巻(60頁)。
- (19) 前掲『御造営方日並記』下巻(173頁)。
- (20) 前掲『御造営方日並記』下巻(139頁)。
- (21) 前掲『御造営方日並記』下巻(351頁)。
- (22) 前掲『御造営方日並記』上巻(229頁)。
- (23) 前掲『御造営方日並記』下巻(355頁)。
- (24) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年正月24日条(51頁)。
- (25) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年正月12日条(22頁)。
- (26) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年正月13日条(25頁)。

- (27) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年正月20日条(40頁)。
- (28) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年2月6日条(146頁)には、この青石について「目形三千貫目」と記されている。1貫=3.75kgとして計算すると、3000貫=11.250kg=11トン250kgということになる。この青石は原石を山巻をして運搬し、幅1丈1尺ばかり(約3m33cm)、表面積75坪(約248㎡)、厚さ平均2尺(約60.6cm)ばかり、目方(重量)3000貫目の六角形の石に切り落としたものである。これを、幅6尺(約1m82cm)ばかりの五角形の石と、幅6尺3寸(約1m91cm)の六角形の石に割り立てた。前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年2月6日条(146~147頁)には、このように、割り立てる前の石と、これを2つに割り立てた石の形と寸法について、3つの略図が記載されているので、これは貴重な記録であると言えよう。
- (29) 余荷とは、「本給金以外に受けとる金銭」(『日本国語大辞典(第二版)』13巻、小学館、2002年、658頁)の意味なので、この場合、余荷銀とは出張費(出費手当)のことを指すと考えられる。
- (30) 前掲『御造営方日並記』上巻、5月17日条、6月2日条、6月14日条、6月22日条、7月6日条(277、281、314、335、368頁)。
- (31) 「出シ窓」については、前掲註(5)を参照されたい。
- (32) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年7月朔日条(354頁)。
- (33) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年7月2日条(359頁)。
- (34) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年7月4日条(363頁)。
- (35) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年7月5日条(366頁)。
- (36) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年8月9日条(18頁)。
- (37) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年9月10日条(56頁)。
- (38) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年9月10日条(56頁)。
- (39) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年7月6日条(367頁)。
- (40) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年10月13日条(102頁)。
- (41) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年9月19日条(76頁)。
- (42) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年12月24日条(176頁)。
- (43) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化7年6月15日条(364頁)。
- (44) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化7年6月23日条(373頁)。
- (45) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年2月26日条における橋爪門の棟札の記載(166頁)。
- (46) 前掲『御造営方日並記』上巻、文化6年6月23日条(338頁)。
- (47) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年8月10日条(19頁)。
- (48) 前掲『御造営方日並記』上巻(332頁)。
- (49) 前掲『御造営方日並記』下巻、文化7年5月朔日条(298頁)には「菱御槽下 石埋・石綴等」とあるので、菱槽台等の「綴ケ所」とは、菱槽台の石垣の一部を埋め戻すような作業を指すと考えられる。
- (50) 入札の事例に関しては、前掲『御造営方日並記』下巻、文化6年8月3日条(8頁)、文化7年5月朔日条(299頁)に記載がある。文化6年8月3日条のケースは、竹の間・虎の間・表式台等の石場について、二俣屋源兵衛等の4人が入札の結果、落札したものである。文化7年5月朔日条のケースは、裏式台前の「歩(ノ所)」に破損箇所ができたので、その修繕について石屋共に入札を申し渡すべき旨を造営奉行より造営方内作事奉行の関吉清に対して指示したものである。
- (51) 『福岡県史近世史料編・久留米藩初期(下)』(西日本文化協会、1997年、240頁)。
- (52) 『福岡県史近世史料編・久留米藩初期(下)』の解説によれば、「古代日記書抜」は、久留米藩三代藩主有馬頼利時代から四代藩主有馬頼元時代まで筆頭家老を勤めた有馬内蔵助の執務関係日誌の抜粋である。
- (53) 木越隆三「城郭石垣を築いた人々」(前掲『研究紀要金沢城研究』4号)、木越隆三「近世後期、石垣構築技術「秘伝」の形成過程—加賀藩穴生方後藤文庫の調査から—」(『研究紀要金沢城研究』5号、石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室、2007年)。